

# 上田市住宅耐震改修工事等事業について（お知らせ）

## 1 補助制度の概要

この制度は、市が派遣した耐震診断士の耐震診断の結果、「やや危険または危険等（総合評点が1.0未満）」と診断された住宅について、耐震改修工事又は現地建替え工事を実施する場合、住宅の所有者に対して工事費の一部を補助するものです。

## 2 対象住宅

市が実施した木造耐震診断士派遣事業において、耐震診断総合評点が1.0未満と診断された住宅

## 3 対象者（下記の①～③を満たす方）

- ① 建物所有者本人（相続等により所有権が変わる場合は、要相談）
- ② 市税等を完納していること。
- ③ 所得制限があり下表に規定する額の方

給与所得のみの方	その他の方
収入金額 1,442万円以下	所得金額 1,200万円以下

## 4 工事方法

### ① 耐震改修工事の場合（昭和56年5月31日以前に着工された部分の工事に限る）

- ・改修工事後の総合評点が0.7以上、かつ、工事前の総合評点を上回る工事

#### 【補助対象工事例】

- ・基礎の補強、土台の取替え、柱の根継ぎ、耐力壁の設置、減築他

#### 【補助対象外】

- ・改修工事と同時に行う（改修部分にかかわらない）リフォーム工事
- ・昭和56年6月1日以降の増築部分の工事費用

### ② 新築工事の場合（省エネ基準に適合する住宅に限る）

- ・対象住宅を除却し、同一敷地内にて建替える工事

#### 【補助対象外】

- ・土砂災害特別警戒区域における住宅の建替え

## 5 補助金の交付額

補助対象経費の8割以内、かつ、限度額100万円

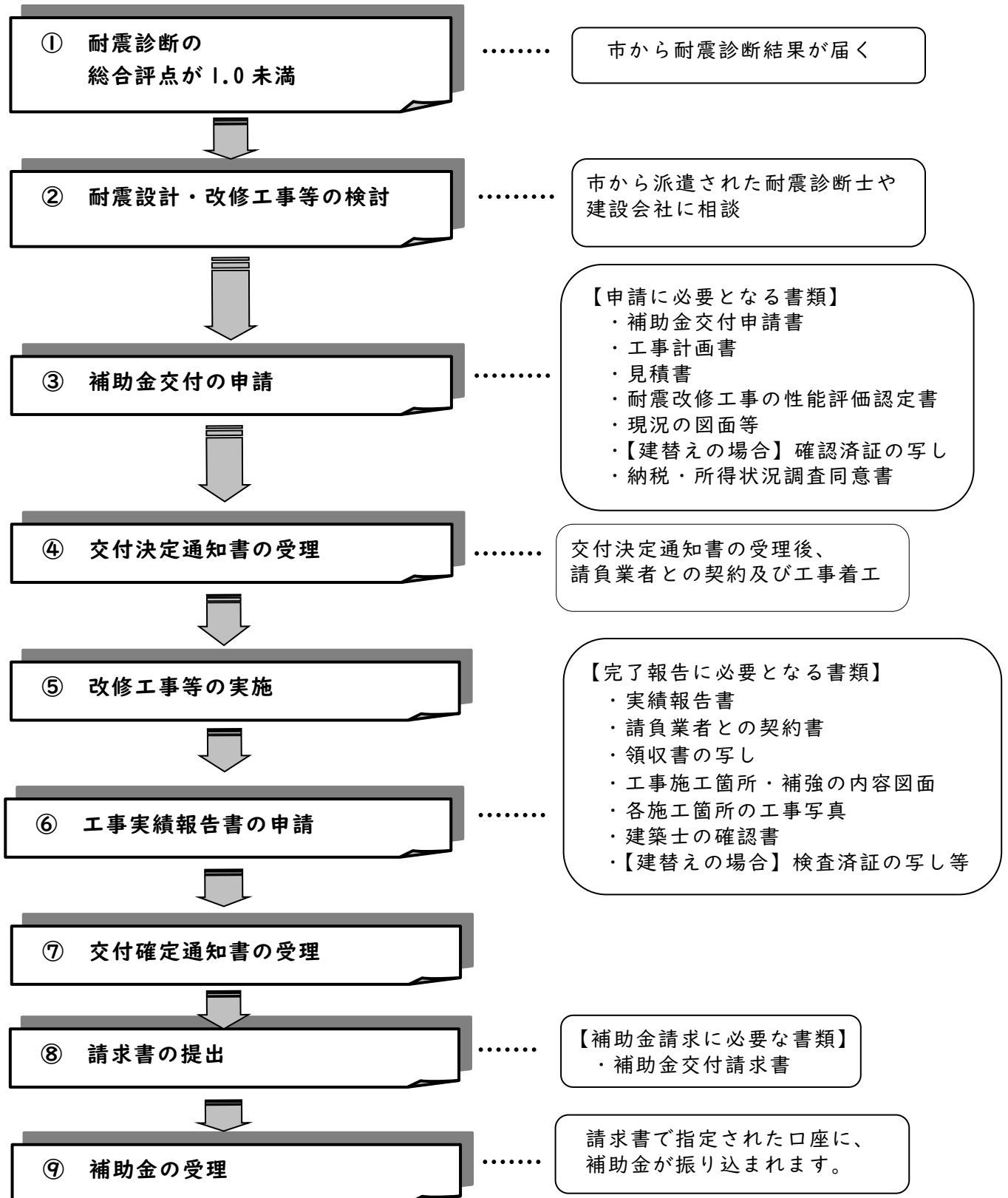
#### [改修工事算出例]

$$\begin{aligned} 100\text{万円（工事費）} \times 0.8 &= 80\text{万円（補助金）} \\ 125\text{万円（工事費）} \times 0.8 &= 100\text{万円（補助金）} \end{aligned}$$

## 6 その他注意事項

- ① 令和4年度の受付件数は20件程度を予定
- ② 申請年度内に工事が完成すること。
- ③ 対象工事費には、設計・監理費は計上されません。
- ④ 国、長野県の他の補助制度との併用は基本出来ません。
- ⑤ 請負契約及び工事着工は、交付決定通知書を受理した後に行ってください。
- ⑥ 固定資産税の減額、税控除を受けれる場合があります。

## 補助金交付の流れ



※ 耐震改修に伴う固定資産税の減額について【市税務課土地係・家屋係 TEL23-8240】  
※ 所得税の住宅耐震改修特別控除について【上田税務署 TEL22-1234】

お問合せ先： 上田市建築指導課 指導係 TEL23-5430